

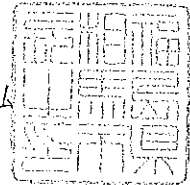
相馬市公告第7号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項により公告する。

また、当該変更後の地域農業経営基盤強化促進計画を、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月3日

相馬市長 阿部 勝弘



記

1 同法第19条第7項の規定による意見書の処理の結果

(1) 要旨

処理結果 公告第2号において、意見書の提出無し

2 変更後の地域農業経営基盤強化促進計画の縦覧場所

相馬市役所 農林水産課

相馬市中村字北町63番地の3